

認定こども園移行時の利用定員の設定について

神戸っ子すこやかプラン2024資料編を、次のように一部変更する。

神戸っ子すこやかプラン2024資料編

I 教育・保育について（教育・保育施設、地域型保育事業）

教育・保育の提供体制の確保方策（2号認定及び3号認定）

（補足資料）2号・3号子どもの状況別の確保方策の考え方

認定こども園の普及について

変更後	変更前
<p>認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可することとします。</p> <p>その際、供給過剰区域においては、保育所から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下、また、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は<u>15人以下</u>とします。</p> <p>ただし、2・3号子どもについては、現に在籍する保育の必要な子どもの数が<u>15人</u>を超える場合は、その数を上限とします。</p>	<p>認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可することとします。</p> <p>その際、供給過剰区域においては、保育所から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下、また、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は<u>10人以下</u>とします。</p> <p>ただし、2・3号子どもについては、現に在籍する保育の必要な子どもの数が<u>10人</u>を超える場合は、その数を上限とします。</p>